

近代科学による医学・医療の発達・普及が充分でなかった近在以前、庶民がその生活の中で実行し、伝承してきたさまざまな健康管理法の一つに、食物に関する幾種類の禁食——食禁——があった。この中の合食禁——食べ合わせ——について、文献上の調査および現代生活における伝承の実態について調査としない。結果の分析や問題点について 郁展 報告をゆきなってきた。今回は、前回までの文献調査の補完を目的として、2種の調査と3種の分析をこころみた。その一つは、「本草綱目」における合食禁の調査である。「本草綱目」は中国明代の本草学者、李時珍が1596年に完成したもので、前回調査分析した和歌食物本草等、近在における我が国本草学の源流といわれる書である。調査結果は、近在における合食禁の形態は、中国におけるその引き写しの色がきわめて濃いこと。又しかし、個々の合食禁例——食品組合せ例——では、中国と日本という民族性による差異がみとめられること等が判明した。次に、前回までに調査した文献の多くが、江戸前期のものに集中していたことを考慮して、江戸後期の文献9種の調査とゆきなった。江戸時代は、その前半と後半期ではその社会状況、とくに庶民生活に影響の強い部分に変化が大きい。調査結果では獣肉類がやや減少し魚貝類の比重が増した程度で、近在内での変化は殆んどみとめられなかった。更にこうした江戸後期の文献を加えた計16冊は、本草学を中心とした養生書系と、生活心得・寝等も目的とする女訓書系に分けられることから、これら文献の系列間、合食禁の取扱いやその禁例内容に差異があるかを検討した。結果はやはり多少の差異がみとめられ、女訓書系には合食禁の形を借りて他の目的を論じたものもみられた。